

◆草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)の改訂(概要)◆

資料1-8

<ガイドライン策定の背景>

- 少子高齢社会の進展⇒生産年齢人口の減少による市税収入の減少
→社会保障関係経費の増大等による慢性的な財源不足
- 大規模事業の実施⇒市債残高および公債費の増嵩、維持管理経費の発生

- ・持続可能な財政運営の確立に向けた歳入・歳出両面における不断の事務改善
- ・後年度の財政運営への影響を十分に見極め、慎重かつ計画的な事業の執行

を一層徹底していくことが必要

☆平成25年10月に「草津市財政規律ガイドライン」を策定

⇒第5次草津市総合計画に掲げる施策を確実に推進し、本市が将来にわたって持続的に発展していくよう、各種の指標等について目標値を設定することにより、財政規律の確保を図るとともに、健全な財政運営を維持していくことを目的とする。

<見直しのポイント>

ガイドライン進捗(達成)状況の検証

財政収支見通しの見直し

各指標および目標値の見直し

目標達成へ向けた取組項目の見直し

検証

これまでの各指標の推移としては、総じて目標値を達成(平成26年度決算:11指標中10指標で達成、平成27年度決算:9指標で達成)

今後も本市が持続可能な都市として発展するための大規模事業の実施が集中するが、総合的な視点から財政の健全性を把握することが必要

引き続き、目標達成に向けた取組を推進し、トータル的に目標を達成していくことで、財政規律の確保を図り、将来にわたって健全な財政運営の維持を目指す

中間見直し後

設定指標等	財政の弾力性を高めるための財政構造見直し	将来への備えとなる財務基盤強化	財政リスクの把握と事前統制
	①経常収支比率…90.8%以下 ②人口1人当たり人件費・物件費等の合計…108,563円以下 ③市税収納率…98.7%以上 ④人口千人当たり職員数…5.38人以内 ⑤ラスパイレス指数…100.0	⑥財政調整基金等残高…標準財政規模の12.08%以上 ⑦プライマリー・バランスの黒字の確保 ⑧市債借入額に占める交付税措置のあるものの割合…70.0%以上	⑨実質公債費比率…7.1%以内 ⑩将来負担比率…33.8%以内 ⑪人口1人当たり市債残高…425,000円以下
目標達成へ向けた取組項目	①適正な課税による市税収入の確保 ②使用料・手数料等の見直し・適正化 ③各種未収金の縮減(収納率の向上) ④市単独施策、補助制度の見直し ⑤未利用財産の処分・利活用 ⑥公営企業会計等への繰出金の適正化 ⑦適正な定員管理による人件費の抑制 ⑧財政マネジメントの強化 ⑨事務事業の最適化に向けた継続的な取組 ⑩公共施設の運営の効率化	⑪基金の充実および活用 ⑫プライマリー・バランスの黒字の確保 ⑬交付税措置のある市債の活用 ⑭借入条件の見直しによる支払利息の削減	⑮土地開発基金の積極的な活用 ⑯財政シミュレーションによる影響分析 ⑰公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

毎年度、継続的な進捗管理(評価)を実施し、結果を公表 ⇒ 議会と住民による監視、自立的な仕組みとして担保

第5次草津市総合計画(平成22~32年度)

第2期基本計画(平成25~28年度)

第3期基本計画(平成29~32年度)

財政規律ガイドライン(平成26~32年度)

平成25年10月に策定(当初策定)

平成28年度に中間見直し(本改訂版)

<ガイドライン改訂版(中間見直し)の目的>

第5次草津市総合計画第3期基本計画との整合を図るとともに、ガイドラインの進捗(達成)状況の検証と、社会経済情勢や地方財政制度の変化に対応するため、収支見通しや目標値等の見直しを行うもの。